

後期高齢者医療制度の

保険料率が変わります

75歳以上の方と、65～74歳で一定の障がいのある方が対象です

令和6・7年度の保険料率をお知らせします

均等割額
被保険者が等しく負担

令和4・5年度 年間 **51,892円**

令和6・7年度 年間 **52,953円**

所得割率
被保険者の所得に応じて負担

令和4・5年度 年間 **10.98%**

令和6・7年度 年間 **11.79%**

※一定以下の所得(年金収入153万～211万円相当)の方は令和6年度の所得割率が**10.92%**となります。

賦課限度額
(1年間の保険料の上限額)

令和4・5年度 年間 **66万円**

令和6・7年度 年間 **80万円**

※令和6年度は**73万円**となります。(令和6年度に75歳に到達する方を除く)

保険料の計算方法

均等割額 + 所得割額 = 1年間の保険料

※限度額があります。

- 所得の少ない方には、被保険者や世帯主の所得に応じて保険料の軽減があります(裏面をご覧ください)。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

所得と収入の違い

「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を引いたものです。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。また、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」は適用されません。

令和6・7年度保険料率

すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うために、後期高齢者の保険料が増加する制度改革が行われます。

〈 制度改革の内容 〉

- ・現役世代の負担を抑えるため、後期高齢者医療制度における被保険者が保険料として負担する後期高齢者負担率の設定方法が見直されます。
- ・子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

北海道後期高齢者医療広域連合は、令和5年度末に見込まれる剰余金を活用することや、北海道が設置する財政安定化基金の交付を受けることで、保険料の大幅な増加を抑えました。

令和6年度の保険料額につきましては、6～7月に個別にお知らせします

★ 健診を ★
★ 受けましょう! ★

生活習慣病等の早期発見や重症化を防ぐためには、定期的な健康診査が重要です。健康診査はお住まいの市区町村で受けられます。



医療機関にかかる際には
マイナ保険証
を使うと便利です



保険料の軽減

令和6年度は均等割5割・2割軽減の範囲が見直されます。

均等割の軽減

世帯の所得(同じ世帯の**被保険者全員**と**世帯主**の所得の合計)に応じて、均等割額が次のとおり軽減されます。

均等割が軽減される世帯(— 部分は給与所得者等が2人以上の場合に計算します)	軽減割合	年間の均等割額	前年度との差
43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割軽減	15,885円	318円増
43万円 + (29万5千円※×世帯の被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 ※令和5年度は29万円	5割軽減	26,476円	530円増
43万円 + (54万5千円※×世帯の被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 ※令和5年度は53万5千円	2割軽減	42,362円	849円増

- 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
 - ・給与等の収入金額が55万円を超える方
 - ・公的年金の収入金額が125万円(65歳未満の場合は60万円)を超える方
- 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

例 単身世帯で年金収入 168万円のみの場合

$$168\text{万円 (年金収入)} - 110\text{万円 (公的年金等控除)} - 15\text{万円 (特別控除額)} = 43\text{万円 (軽減判定の所得)} \rightarrow \text{7割軽減}$$

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方の保険料は、右記の金額となります。

※均等割の7割軽減に該当する場合は、7割軽減となります。

均等割額	5割軽減(26,476円) (制度加入から2年を経過する月まで)
所得割額	かかりません(負担なし)

年間保険料額の例

例/単身世帯で年金収入のみの場合

※令和6年度から均等割軽減の割合が変更となります。

年金収入	均等割軽減	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度増加額 (対令和5年度)	令和7年度増加額 (対令和5年度)
153万円以下	7割軽減	15,500円	15,800円	15,800円	300円	300円
168万円	7割軽減	32,000円	32,200円	33,500円	200円	1,500円
197万円	5割軽減	74,200円	74,500円	78,300円	300円	4,100円
197万5千円	2割→5割軽減*	90,300円	75,000円	78,900円	▲15,300円	▲11,400円
220万円	2割軽減	115,000円	121,300円	121,300円	6,300円	6,300円
222万5千円	無→2割軽減*	128,200円	124,300円	124,300円	▲3,900円	▲3,900円
240万円	無	147,400円	155,500円	155,500円	8,100円	8,100円

例/夫婦2人世帯(ともに被保険者)で、本人が年金収入のみ・配偶者の年金収入が110万円以下の場合

※令和6年度から均等割軽減の割合が変更となります。

本人の年金収入	区分	均等割軽減	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度増加額 (対令和5年度)	令和7年度増加額 (対令和5年度)
153万円以下	本人	7割軽減	15,500円	15,800円	15,800円	300円	300円
	配偶者		15,500円	15,800円	15,800円	300円	300円
168万円	本人	7割軽減	32,000円	32,200円	33,500円	200円	1,500円
	配偶者		15,500円	15,800円	15,800円	300円	300円
226万円	本人	5割軽減	106,100円	112,500円	112,500円	6,400円	6,400円
	配偶者		25,900円	26,400円	26,400円	500円	500円
227万円	本人	2割→5割軽減*	122,700円	113,700円	113,700円	▲9,000円	▲9,000円
	配偶者		41,500円	26,400円	26,400円	▲15,100円	▲15,100円
275万円	本人	2割軽減	175,400円	186,200円	186,200円	10,800円	10,800円
	配偶者		41,500円	42,300円	42,300円	800円	800円
277万円	本人	無→2割軽減*	188,000円	188,500円	188,500円	500円	500円
	配偶者		51,800円	42,300円	42,300円	▲9,500円	▲9,500円
300万円	本人	無	213,200円	226,200円	226,200円	13,000円	13,000円
	配偶者		51,800円	52,900円	52,900円	1,100円	1,100円

お問い合わせ先

お住まいの市区町村の
後期高齢者医療制度
担当課

または

電話

011-290-5601

住所

〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

ホームページ

<https://iryokouiki-hokkaido.jp/>

北海道後期高齢者医療広域連合

発行月/令和6年3月